

広情個審第54号

平成30年12月11日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報存否応答拒否決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成29年3月15日付け広国平第186号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第57号関係）

答申書

諸問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諸問事案】

平成29年3月15日付け広国平第186号の諸問事案（諸問第57号事案）

平成29年1月4日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月18日付け広国平第152号で行った存否応答拒否決定に対する同月19日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、保有個人情報存否応答拒否決定を取り消し、全開示を求める。

(2) 審査請求の理由

本件は、重要な人権侵害が行われていることを確認するため、憲法違反を不当に逃れようとするものである。

本件により申立人は、人権侵害の証明する機会を失われている。

条例第13条により公益上特に必要があると認めるときは、申立人に対し、公文書を開示することができる。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等の主張を要約すると、次のとおりである。

請求のあった保有個人情報は、その存在の有無を回答することで、申立人以外の個人に関する情報を開示することになり、また、カメラの撮影範囲や性能等を開示することになるため、条例第14条の規定に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第11条該当性について

ア 条例第11条第2号の定めについて

条例第11条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（…）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものの。」を開示情報として規定している。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を意味しているものと解されるから、特定の日時場所における特定の個人の行為に関する情報は、個人情報に該当する。

イ 条例第11条該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の日時場所における特定の個人に関する映像の開示を求めている。そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、特定の日時場所に特定の個人が特定の行為を行ったか否かという情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになる。そして、本件情報は、顔等により特定されるから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、カメラの撮影範囲や性能等を明らかにすることは、施設管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第11条第2号本文及び同条第4号に該当し、不開示情報に該当する。

以上によれば、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになるから、条例第14条により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができる。

(2) 裁量的開示について

条例第13条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量により当該公文書を開示することができると定めている。

本件についてこれを見ると、実施機関が、本件請求対象保有個人情報に関して、条例第13条を適用して開示しなかったことが、裁量の範囲を逸脱したものと認めることはできない。

(3) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 3. 15	広国平第186号の諮問を受理（諮問第57号で受理）
30. 9. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 10. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
30. 11. 16 (第3回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹